



Ueda

Maruko

Nagato

Tobu

Sanada

Takeshi

Wada

Aoki

Sakaki



上田地域
広域連合
特別号

スマイルネット

ナイン

グッド パートナー 9



Data Box...人口・世帯数

総人口	222,725人
男	109,550人
女	113,175人
世帯数	75,241世帯
<small>平成10年7月1日現在・住民基本台帳調べ・外国人含む</small>	

発行 1998年 平成10年 7月28日

上田地域広域連合広報

上田市 丸子町 長門町 東部町 真田町 武石村 和田村 青木村 坂城町

発行・編集 上田地域広域連合

〒386-0025 長野県上田市天神2-4-55 TEL.0268-23-2130 FAX.0268-26-8980
<http://www.area.ueda.nagano.jp/> E-mail:koiki@area.ueda.nagano.jp

印刷 有限会社アオヤギ印刷





上田地域広域連合議会
議長 甲田 定男

このたびの上田地域広域連合議会臨時会におきまして、議員皆様のご推挙により初代広域連合議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり衷心より感謝申し上げますとともに、この重責を痛感いたしておるところでございます。

当地ではこの4月、県内に先駆けた「上田地域広域連合」の発足とともに、31名による「上田地域広域連合議会」が構成され、船出いたしました。

地域の連携と協力をさらに強め、夢と希望のもてる真の豊かさの実現に向け、確かな一歩を踏み出したわけでございます。

間近に迫る21世紀は、まさに「地方の時代」であります。我々議会をはじめ、地方自治にかかわるすべてのものが自らの責任と自助努力で地方分権を構築していくことが不可欠であると考えております。

地域の皆様ともども英知を出し合い、地方新時代にふさわしい上田地域を創造するため、議会運営に全力を傾注してまいり所存でございます。

今後とも、皆様の温かいご指導とご協力をお願い申し上げます。議長就任のあいさつといたします。



上田地域広域連合
広域連合長 平尾 哲男

このたび、初代上田地域広域連合長の職責を与えられ、その重みとともに決意を新たにしているところでございます。

地方自治法施行以来50年余が経過し、社会は今まさに、「地方主役時代」を迎えております。我々は自治意識や政策立案能力を高め、たゆまぬ努力を重ねていかなければならないと考えております。

そうした中、当地ではこの4月、効率的な行財政運営や広域的で高度な住民サービスに柔軟に対応していくため、上田小県地域と坂城町の9市町村で「上田地域広域連合」を発足させました。

広域連合では、旧広域行政事務組合で行っていた事務に加え、ダイオキシン対策や介護保険事務などに取り組むほか、地域に共通する課題の調査研究を進めてまいります。また、広域行政の運営指針である「広域計画」は、策定委員会を中心に本年中の完成をめざし作業を進めてまいります。

関係市町村の特性を生かしつつ、連携と協調のもと、新時代にふさわしい均衡のとれた上田地域の発展に、新しい感覚と情熱を注ぎながら尽力してまいり所存でございます。

皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

ロマン、未来、そして実現へ 発進!上田地域広域連合

4月1日、上田地域広域連合がスタートしました。

広域連合では、9市町村の連携と協力で広域的な地域づくりを進めていきます。

21世紀は目前。地方の時代実現へ向け、確かな歩みが始まりました。

誕生！ 上田地域広域連合



上田地域
広域連合が
スタートしま
した！

市町村の
枠を越えた
地域づくりが
始まるんだよ！



案内役
バードくん

平成10年3月31日
上田地域広域連合の
設置を許可！

4月1日
上田地域広域連合スタート！
上田市長の平尾哲男氏が
初代広域連合長に

4月30日
上田地域広域連合
議会臨時会
正副議長が決まる

5月25日～26日
上田地域広域連合
議会臨時会
副広域連合長
の選任
10年度予算
事業の承認

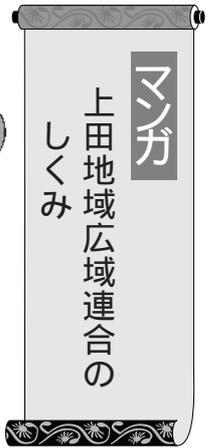
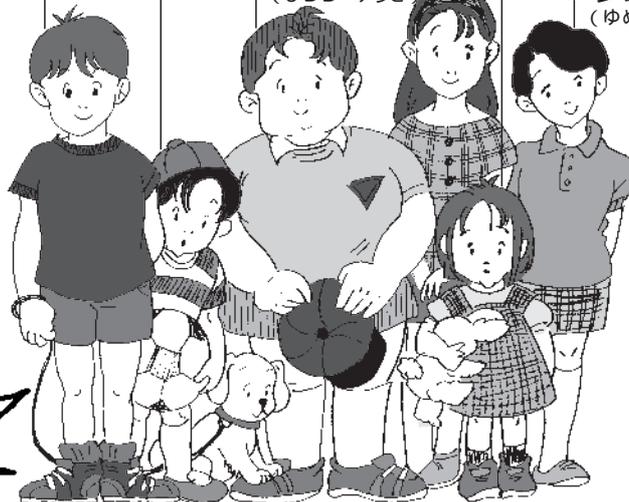
上田地域広域連合は未来に
向かって一歩を踏み出した！！

もくじ

誕生！上田地域広域連合	3
広域連合って、なに	4
広域連合の組織	6
イラストマップ「施設の紹介」	8
広域連合で取り組む事務	10
10年度の予算と主な事業	12
広域連合議会のしくみ	13
上田地域広域連合規約	14～15

INDEX

- 飛高 翔太 (ひだか しょうた)
- 飛高 福希 (ひだか ふうき)
- 広地 勇希 (ひろち ゆうき)
- 夢野 裕美 (ゆめの ひろみ)
- 夢野 未来 (ゆめの みく)
- 夢野 成美 (ゆめの なるみ)



わたしたち仲良し6人組。上田地域広域連合のお勉強に出発！

まちづくりは市町村の枠を越えて...

上田地域広域連合がスタートしたそうさ...

おっきな未来が待っている!

わたしたちの日常生活の範囲は、だんだん広域的になってきている...

わたしたちの生活にどんな関係があるんだろう

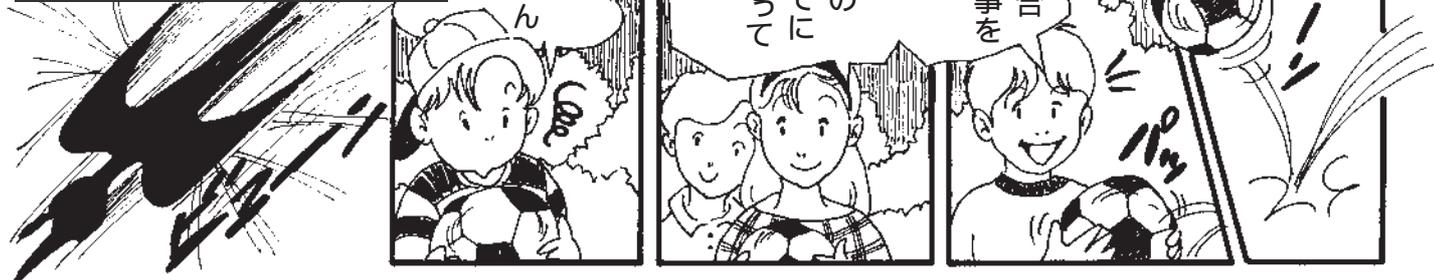


広域連合って、なに...

よく分かんない！

わたしたちの生活のすべてに関わっているって事かなア...

ねえ広域連合ってどんな仕事をするんだろう？



設置許可証交付

地方自治法に基づき、「上田地域広域連合」の設置許可証が3月31日、吉村午良長野県知事から上田地域の9市町村長に交付されました。



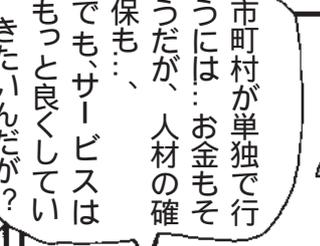
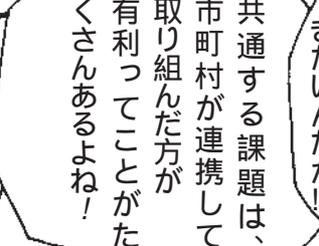
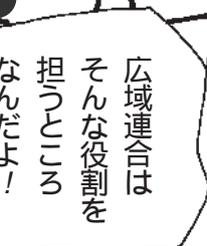
One
ワンポイント
Point

広域連合

市町村がその枠を越え、連携・協力し、効率的で質の高い行政サービスを提供するための特別地方公共団体のことをいいます。国や県が行っている事務などの一部を譲り受けることができるほか、連合規約の改正の直接請求ができるなど、今までの広域行政事務組合とは大きな違いがあります。なお、広域連合は市町村の協議によって設置されるものです。

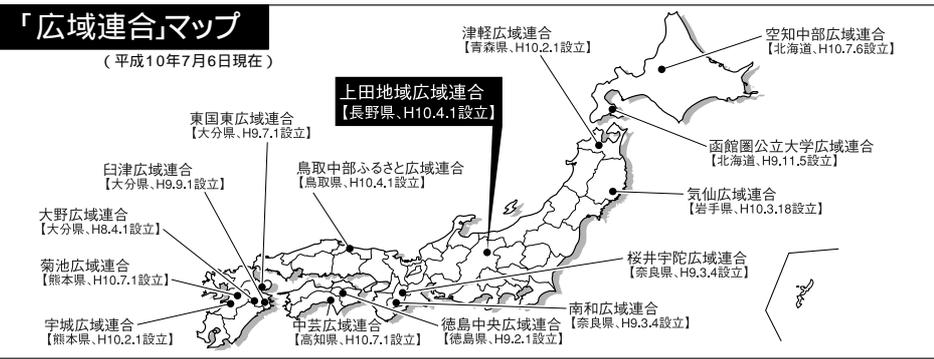
上田地域広域連合会長選挙が4月1日、広域連合事務所で行われ、上田市長の平尾哲男氏が初代広域連合長に選出されました。

広域連合長に平尾上田市長



「広域連合」マップ

(平成10年7月6日現在)



県内初!
全国で11番目の広域連合

上田地域広域連合はこの4月、全国で11番目の広域連合としてスタート。県内では初めての誕生ということになりました。

なお、平成10年7月6日現在、全国では15の広域連合が設置されています。

“期待します。広域連合！”



声を大切に 広域的な
福祉のまちづくりを

長越弘治さん
(65歳・保育園長・上田市)

「楽しく一生を終わりたい」。それには老後の安心が絶対必要ですね。介護システムと心のふれあう地域づくりとが福祉の両輪となって機能する環境を望んでいます。広域連合では、市町村同士が手を結びながら大切な仕事ができるわけですから、住民の生の声を反映した福祉のまちづくりを積極的に進めていってほしいですね。システムづくりとあわせ、カウンセリングできるような人材の育成にも力を注いでほしい、特に若い世代の人材をね。



データネットワークで
住民サービスの向上を

内堀誠司さん
(35歳・司法書士・丸子町)

職業柄、住民票や戸籍・不動産の評価証明書をいただきに市町村役場へ出向くことが多いんですが、1日の約半分が車移動ということもしばしば。どこでも、いつでも、簡単に証明書がとれればいいですね。広域連合がスタートし市町村間の連携が強まったわけですから、地域住民の求めるデータの的なものをネットワークで結び住民サービスがより高まることを期待します。所得証明や納税証明など、税務関係のものについてもぜひ対応いただきたいですね。



広域的な体験ルートで
香り高き文化地域に

蔡瑩さん
(40歳・温泉施設職員・長門町)

中国の上海から嫁ぎ8年目。伝統を守り、新しいものを生み出す日本文化に感動。伝統を見るだけでなく、体験できる施設がたくさんあるのがいいですよ。個々の施設を結びつけて、広域的な体験ルートができるといいですね。市町村同士が手をつなぎあえば、もっと住みやすく、文化の香り高い地域になると思います。コンサートなどで他市町村の文化会館へ行ったりもするんですが、道が狭いのが気になりますね。また、上田地域間を結ぶ交通機関も考えてほしいですね。





ご存じですか？
覚えてネ！

上田地域広域連合の 施設を紹介しま〜す！



消防署 (1~8)



地域の安全を守るため、消防本部を中心に8の消防署があります。消防車両21台、救急車両11台(高規格救急車5台を含む)、トライアル車6台を配備し、相互に連携をとりながら万が一に備えています。

- ① 上田中央消防署 上田市大手2-7-16 (消防本部)
TEL 26-0119 FAX 23-6901
- ② 上田東北消防署 上田市大字芳田1515-1
TEL 36-0119 FAX 36-0341
- ③ 上田南部消防署 上田市大字小島550-1
TEL 38-0119 FAX 38-7101
- ④ 川西消防署 上田市大字浦野126-2
TEL 31-0119 FAX 31-0119
- ⑤ 丸子消防署 丸子町大字上丸子1603-1
TEL 42-0119 FAX 42-3738
- ⑥ 東部消防署 東部町大字県268-1
TEL 62-0119 FAX 63-6119
- ⑦ 真田消防署 真田町大字長7174-1
TEL 72-0119 FAX 72-0120
- ⑧ 依田窪南部消防署 長門町大字古町2640-1
TEL 68-0119 FAX 68-4119

東部クリーンセンター
東部町大字中656-2
TEL・FAX 63-6814
東部町から収集した燃やせるゴミを焼却しています。8時間で15トンのゴミを処理できる機械化バッチ炉を2基備えています。平成5年8月から稼働。



依田窪斎場
丸子町大字上丸子57-1
TEL 42-4851 FAX 43-2474
人体火葬炉2基、ペット火葬炉が1基あります。

上田地域広域連合事務局

上田市天神2-4-55
TEL 23-2130 FAX 26-8980
<http://www.area.ueda.nagano.jp/>

上田クリーンセンター

上田市天神3-11-31 TEL 22-0666 FAX 26-0815
上田市と真田町、青木村から収集した燃やせるゴミを焼却しています。
1日に100トンのゴミを処理できる炉を2基備え、24時間連続で運転しています。



大星斎場

上田市大字上田2548-2
TEL 22-0983 FAX 24-0983
人体火葬炉が4基、ペット火葬炉は1基あります。

上田・菅平I.C

上信越自動車道

至真田

上田バイパス

野竹トンネル

上田勤労者福祉センター

上田市中央4-9-1 TEL 24-7363
福祉増進をはじめ、教養文化の向上や勤労意欲の増進を図るための施設です。
開館時間:9:00~22:00
休館日:毎週水曜日、国民の祝日の翌日、年末年始

清浄園

上田市大字常盤城2320
TEL 22-2339 FAX 23-4100
上田・小泉8市町村のし尿と浄化槽汚泥(農業集落排水を含む)を処理しています。現在の施設は昨年12月に完成。最新設備を備え、環境にやさしい運転をしています。



長野I.C

吉舟橋

上田橋

うた

小牧橋

千曲川

しなの鉄道

至小諸

東道I.C

更埴J.C.T

千曲川さかきP.A

坂城I.C

坂城町

坂城町役場

図書館

上田市

大星斎場

上田・菅平I.C

上田バイパス

上田地域広域連合事務局

上田勤労者福祉センター

清浄園

上田クリーンセンター

吉舟橋

上田橋

小牧橋

千曲川

至麻績I.C

青木村役場

図書館

青木村

上田創造館

上田市大字上田原1640
TEL 23-1111 FAX 24-4100
<http://www.area.ueda.nagano.jp/sozokan/>
文化をはじめ、教育やスポーツ、レクリエーションなど、複合機能を備えた「文化・コミュニティー育成の拠点」です。
開館時間:9:00~22:00
(民俗資料館とプラネタリウムは17:00まで)
休館日:年末年始



丸子町

丸子町役場

小屋坂トンネル

平井寺トンネル

陽寿荘

小県郡丸子町大字西内776
TEL 44-2841 FAX 45-3105
大塩温泉内にある、定員76名の養護老人ホームです。

三才山トンネル

至松本I.C

丸子クリーンセンター

丸子町大字腰越399-1
TEL・FAX 43-2131
丸子町と長門町、武石村、和田村から収集した燃やせるゴミを焼却しています。16時間で20トンのゴミを処理できる準連続炉を2基備えています。平成4年4月から稼働。

武石村役場

武石村

和田村役場

徳寿荘

小県郡丸子町大字平井2543-1
TEL 45-3141 FAX 45-3742
霊泉寺温泉内にある、定員70名の特別養護老人ホームです。

至松本I.C



和田村

岡谷I.C

岡谷J.C.T

中央自動車道

至名古屋

諏訪I.C

広域連合で取り組む事務

1 旧上田地域広域行政事務組合で行っていた事務

(広域消防、し尿処理や特別養護老人ホームなどの運営、地域を活性化するためのソフト事業など)

2 介護保険制度への対応

(要介護認定調査、介護認定審査会の設置、運営)

3 広域的なゴミ処理の推進

(上田、丸子、東部のクリーンセンターを一括管理)

4 図書館情報ネットワークの整備・運営

上田地域広域連合で取り組む事務の主なものは次のとおりだよ...



5 広域的な幹線道路網構想・計画の策定、土地利用計画の調整

6 広域的な共通課題の調査研究

(シンクタンク機能)

7 依田窪広域行政事務組合で行っていた事務の一部

(斎場関係)



それじゃ、取り組んでいく主要な事務を簡単に説明するね。

へーいろいろあるんだ!



『広域計画』は年内の完成をめざし作業を進めていきます。



介護保険制度は老後の安心をみんなの手で支えていこうというものなんだ。市町村が保険者になるんだが、認定事務やサービス、保険の給付など、専門的で事務量はすごく多いんだね。



まっ、その...

再来年(平成12年度)から介護保険制度がスタートするのは知っているよね。



広域計画

広域連合が、広域にわたる総合的な施策を展開する際の基本となる具体的な計画のことで、市町村の基本構想や他の法律の規定による計画との調和を保たせながらつくられます。

この計画は広域連合はもとより関係市町村にも大いに関係してきますので、市町村の十分な調整を行った上で、広域連合議会の議決を得て策定されます。

広域計画については、広域計画策定委員会を設け、地域の皆さんの意見なども聞きしながら、作業を進めていきます。

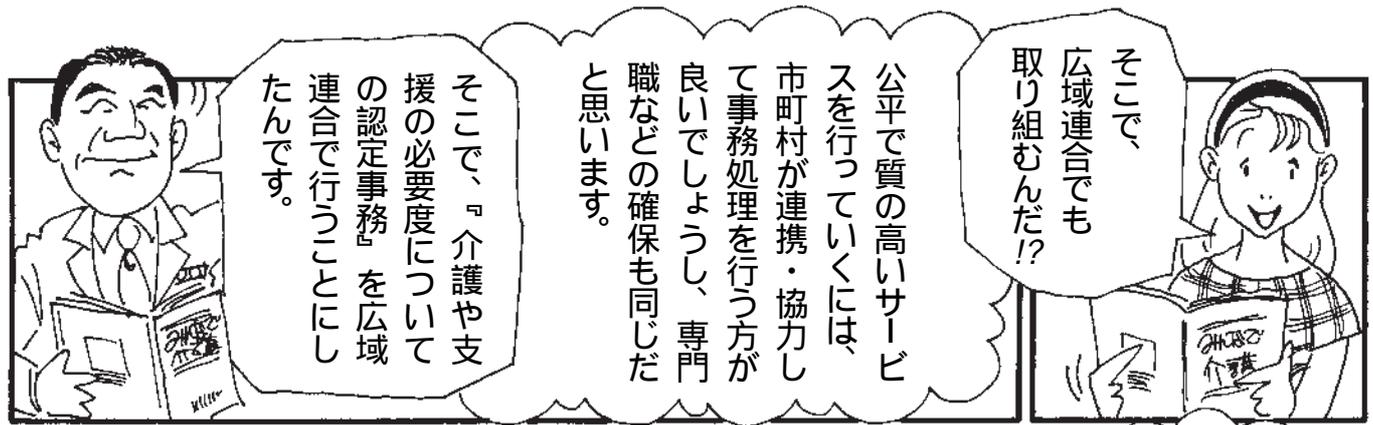
策定委員会は民間団体代表や学識経験者、行政など約20人の委員で構成される予定です。

介護保険制度への対応

広域連合では、サービスの公平性などを確保するため、介護認定審査会を設置し、認定作業に取り組んでいきます。

審査会では、被保険者の自身の状況調査結果とかかりつけの医師の意見を参考にどの程度の介護が必要(要介護度)かを審査します。審査会のメンバーは、医師など専門職で構成する予定です。

なお、本年度はこの10月から、介護認定モデル事業を取り入れる予定です。



そこで、
広域連合でも
取り組むんだ!?

公平で質の高いサービ
スを行うていくには、
市町村が連携・協力し
て事務処理を行う方が
良いでしょうし、専門
職などの確保も同じだ
と思います。

そこで、『介護や支
援の必要度について
の認定事務』を広域
連合で行うことにし
たんです。



おいちゃん
おはようも
これで、
安心だね!



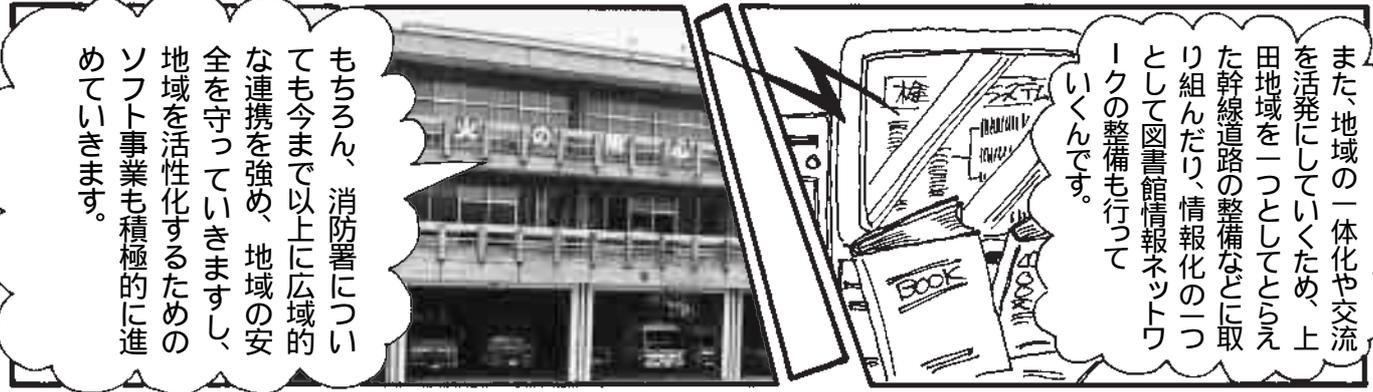
丸子町と東部町の
クリーンセンターも
広域連合の施設に
なったということ
ですが?

ダイオキシンの問題は早
急に取り組んでいかなけれ
ばなりません。効率運営と
ダイオキシン対策には広域
的に取り組んだ方が良く
考え、3つのクリーンセン
ターを一括して運営・管
理していく
ことにしたんですよ。



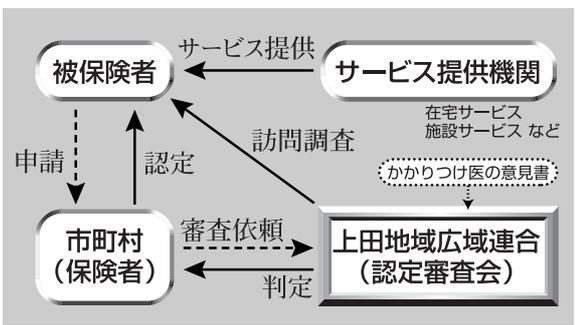
地域が一体になって取り
組まなければいけませんね。
そこで、それらを含めた「ゴ
ミ処理の広域化計画」をつく
って仕事を進めていくこと
にしています。

ゴミの
集め方なんかも
考えなくては
ね?



また、地域の一体化や交流
を活発にしていきたいため、上
田地域を一つとしてとらえ
た幹線道路の整備などに取り
組んだり、情報化の一つ
として図書館情報ネットワ
ークの整備も行って
いくんです。

もちろん、消防署につい
ても今まで以上に広域的
な連携を強め、地域の安
全を守っていきますし、
地域を活性化するための
ソフト事業も積極的に進
めていきます。



介護保険制度の特徴
老人福祉と老人医療に分かれて
いる高齢者の介護制度を再編成
し、利用しやすく公平で効率的
な支援システムをつくらせていく
ものです。
利用者本位の制度として、自ら
の選択に基づいたサービスの利
用ができるようになります。
公的機関のほか、民間事業者も
加わり、効率的で質の高いサー
ビスを受けられるようになります。
サービスを受けるためには
市町村に申請し、要介護状態の
基準に該当するかどうか、介護が
どの程度必要なのか(要介護度)
について、保険者が行う要介護
認定を受けることとなります。認定
結果は一定期間に見直しを行
います。
認定を受けると、介護サービス
計画(ケアプラン)の作成、サー
ビス内容の選定や介護サービス提
供機関との調整を専門家に依頼し
サービスが実施されます。

“期待します。広域連合！”

広域的な介護ネットワークの確立を



所良子さん
(60歳・主婦・東部町)

おばあちゃんの介護をしている間、在宅と施設の両方のサービスを利用させていただき、そのありがたさを実感しました。今度、広域連合もスタートしたということですし、ヘルパーさんにしても、施設にしても、広域的なネットワークを充実させて、いつでもどこでもより高いサービスが受けられるようになればいいですね。まもなく介護保険制度が始まりますが、公平で高い安心感のためにも広域連合に期待するところが大きいですね。

本が増え便利になればうれしいですね



新村美喜さん
(29歳・自営業・真田町)

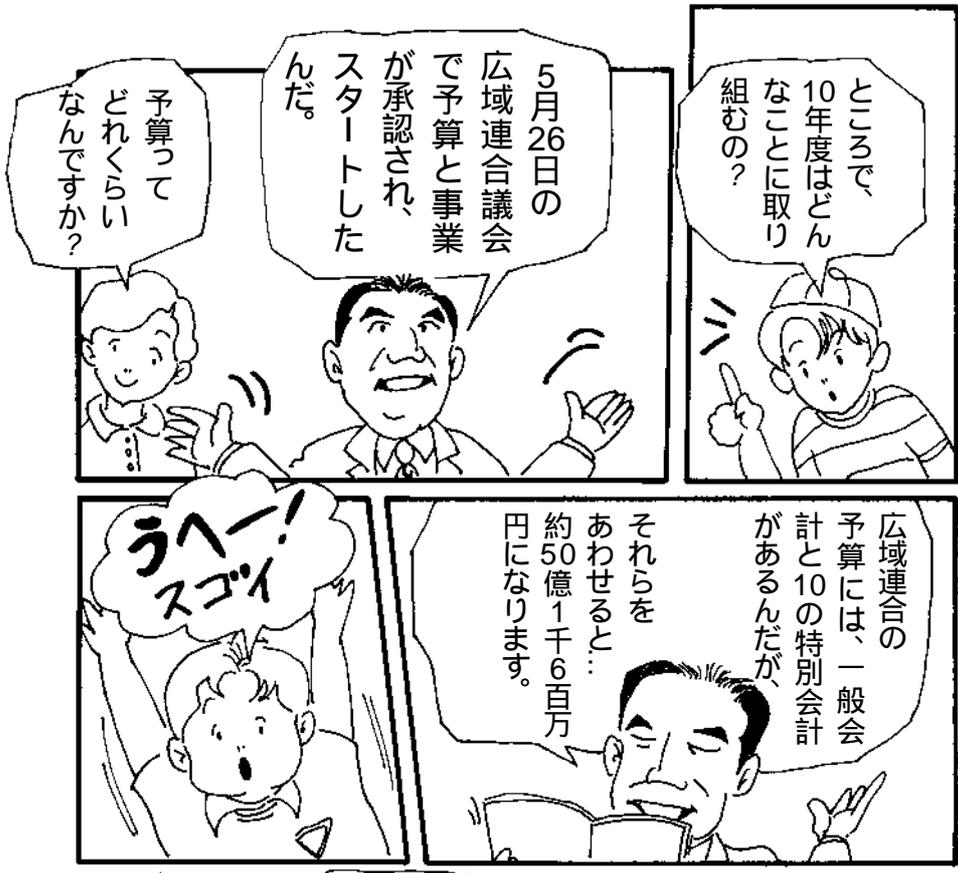
町の図書室は、ちょっと本の数が少なく残念。一つの図書館で本を増やすには限界があると思いますので、ぜひ、他市町村の図書館とネットワークを組んでほしいですね。たくさんの本があって、どこでも本を借りられ、返却ができれば、本当に便利ですもの。私は、図書館の雰囲気も大好き。本を選んでいる時間もすてきなんですよ。そういう意味では、どこかに大きな総合図書館もほしいな、とも思います。

広域連携で安心度アップ
もっと住民PRも

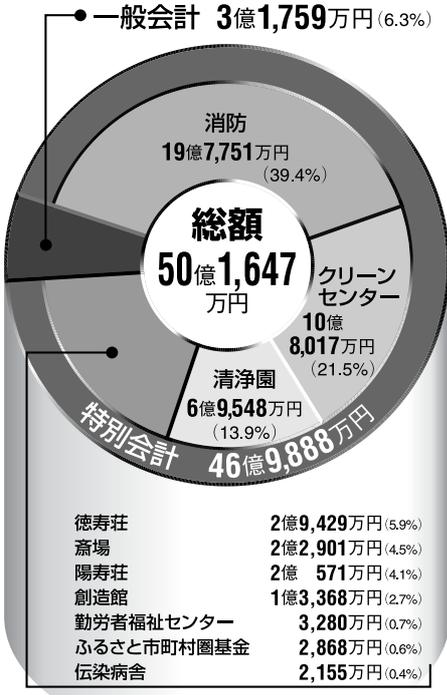


橋詰英也さん
(58歳・自営業・武石村)

昼間は地元消防団員不在の時が多く、初期消火においても消防署(常備消防)に頼ることが多いですね。災害も多種多様化し、より高度で迅速な対応が求められています。広域消防力を強化させ、その機能を最大限発揮し、地域住民の安心感をより高めていただきたいと思います。また、消防署と住民との交流会を行うなど、消防(署)について住民に理解を深めていただくことが必要。そうすれば、もっと身近に感じ、安心感も高まるはずですよ。



10年度の
予算と主な事業



平成10年度予算
(歳入・歳出)

平成10年度予算・事業

平成10年度の一般会計と10の特別会計をあわせた予算総額は約50億1千6百万円になっています。
歳入では、関係市町村からの分担金・負担金が38億5千9百万円あまりで、全体の約76.9%を占めています。
また、歳出は消防やクリーンセンターなど10の特別会計をあわせた総額が約46億9千8百万円で、全体の約93.7%になっています。
その主な使い道は、以下のとおりです。

- 一般会計
- 議会運営
 - 図書館情報ネットワークホスト保守維持管理・使用料
 - 介護保険
 - 病院群輪番制病院運営

- 特別会計
- 全国ふるさと市町村圏シンポジウム
 - 地方分権シンポジウム
 - 高規格救急自動車、消防ポンプ自動車購入
 - 新伝染病舎基本設計・実施設計
 - ダイオキシン類実態調査等委託

“期待します。広域連合！”



連携・協力で、
美しい環境を未来へ

上原知枝さん
(39歳・ヘルパー・和田村)

ダイオキシン問題は大きな関心事の一つですね。体に及ぼす影響を思うと、今すぐに対応しなくちゃいけませんよね。私たちの村でもまもなくゴミの収集が始まりますが、ゴミ減量や資源化などは個々の意識は当然、地域が一体となって取り組んでいくことが大事だと思います。環境対策にはお金もかかりますが、広域的な連携で効率的な対応をお願いしたいです。美しい環境をいつまでも、次代を担う子供たちのために。



地域は一つ、30分で
結ぶ道路網の確立を

松澤俊郎さん
(43歳・薬剤師・青木村)

上田地域は慢性的な渋滞が多いですよ。通勤時間帯はともかく、日中の移動でも苦労してしまいます。地域の一体性や交流を促進していくためには、広域的な視野に立った道路網整備が欠かせないと思います。どの市町村からでも地域内の新幹線・上田駅や高速道路I.Cが30分圏内ということになればいいですね。道路はもともと広域的なものであるはず。そんな点からも地域が連携・協力して施策を行う広域連合に期待するところは大きいですね。



もっと便利に。図書館
のオリジナリティーも

渡辺静香さん
(25歳・編集助手・坂城町)

私は本が大好きで、よく図書館を利用しています。2年半ほど前に図書館ネットワーク(エコール)がスタートした時は本当に便利だな、と思いましたね。蔵書が増え、どこかの図書館には必ずあると思うと、借りやすいという気持ちになるんですよ。広域連携で全市町村の図書館が結ばればもっと便利になりますよね。必ずしも同じ本を全図書館で持つ必要がないわけですから、各図書館のオリジナリティーも発揮できるんでは。夢が広がりますね。

広域連合議会のしくみ

広域連合議員の顔ぶれ

- (敬称略)
- 成田 守夫(上田市)
 - 南雲 典子(上田市)
 - 手塚 克巳(上田市)
 - 福沢 正章(上田市)
 - 森田 繁良(長門町)
 - 小林 久雄(長門町)
 - 下村 聖(武石村)
 - 掛川 武久(武石村)
 - 塚田 捨也(上田市)
 - 塚田 基男(上田市)
 - 金井 忠一(上田市)
 - 石川 幸(上田市)
 - 福島 利郎(東部町)
 - 桜井 好祐(東部町)
 - 羽田 洋一(和田村)
 - 芳沢 岩雄(和田村)
 - 倉沢 俊平(上田市)
 - 今井 正昭(上田市)
 - 甲田 定男(上田市)
 - 大井 一郎(丸子町)
 - 矢島藤兵衛(東部町)
 - 上原 一二(青木村)
 - 山本 陽一(青木村)
 - 桜井 啓喜(上田市)
 - 小宮山 仁(上田市)
 - 矢沢 一豊(丸子町)
 - 下村 敏(丸子町)
 - 合葉 啓(真田町)
 - 堀内 敏(真田町)
 - 飯島伊勢夫(坂城町)
 - 小山伊勢男(坂城町)



広域連合議会の構成

- (敬称略)
- 議長 甲田 定男(上田市)
 - 副議長 下村 敏(丸子町)
 - 総務委員会(16人)
 - 委員長 桜井 啓喜(上田市)
 - 副委員長 矢沢 一豊(丸子町)
 - 保健福祉委員会(15人)
 - 委員長 今井 正昭(上田市)
 - 副委員長 矢島藤兵衛(東部町)



2つの委員会

広域連合議会には総務と保健福祉の2つの委員会があります。総務委員会では、企画振興、行財政、消防などを担当し、保健福祉委員会は、保健衛生、環境衛生、環境設備、社会福祉を担当しています。



3つの行政委員会

選挙管理委員会
広域連合における選挙に関する事務とその管理を行います。委員は4人で、議会における選挙で選出されます。任期は4年です。

鴛沢 守(上田市)

原 敦胤(上田市)

倉沢 猛(長門町)

小泉 常雄(東部町)

監査委員
広域連合の財務管理と経営管理について監査するほか、必要に応じて行政運営に関する事務・事業のチェックも行います。委員は2人で、議会の同意を得て広域連合長が任命します。任期は4年、ただし、議会より選任された委員はその任期により異なります。

五十嵐和人(東部町)

成沢 捨也(上田市)

公平委員会
広域連合職員の勤務条件に関する措置要求や、不利益処分に関する不服申立に対する審査・判定を行います。委員は3人で、議会の同意を得て広域連合長が任命します。任期は4年です。

佐野 博子(上田市)

内海 利幸(真田町)

域連合 規約

広域連合規約を公表します



- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本条において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。

（公平委員会）

- 第17条 広域連合に公平委員会を置く。
- 2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。
 - 3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。
 - 4 公平委員の任期は、4年とする。

（重要な議決事件の通知）

- 第18条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第211条の2第4号に規定する規約で定める重要な議決事件は、次に掲げるものとする。
- (1) 法第96条第1項第5号に規定する条例で定める契約を締結すること。
 - (2) 法第96条第1項第8号に規定する条例で定める財産の取得又は処分をすること。

（経費の支弁の方法）

- 第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
- (1) 関係市町村の負担金
 - (2) 財産収入

- (3) 事業収入
- (4) 国及び県の支出金
- (5) 地方債
- (6) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の当該欄に掲げるとおりとする。

（ふるさと市町村圏基金の設置）

- 第20条 広域連合に、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 基金は、ふるさと市町村圏計画に基づく事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資することを目的とする。

（補則）

第21条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した上田地域広域行政事務組合の解散時の組合長が、上田地域広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

別表（第4条及び第19条）

処 理 事 務	市 町 村	負 担 割 合		
1 ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	上田市、丸子町、長門町、東部町、真田町、武石村、和田村、青木村	均等割 20% 人口割 80%		
2 ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務		全体事業費	広域連合の議会の議決を経て、広域連合長が別に定める	
3 広域的な幹線道路網構想・計画の策定及び同構想・計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務			均等割 20% 人口割 80%	
4 関係市町村の土地利用計画の調整に関する事務			均等割 30% 世帯割 70%	
5 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務 (1) 広域的な地域情報化の推進にすること。 (2) 広域的な保健福祉の推進にすること。 (3) 広域的なごみ処理の推進にすること。 (4) その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が別に定める事項に関する事務。				均等割 20% 人口割 80%
6 消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く。）				均等割 20% 人口割 80%
7 上田勤労者福祉センターの設置、管理及び運営に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
8 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
9 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
10 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
11 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
12 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
13 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
14 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務				均等割 20% 人口割 80%
15 伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務	均等割 20% 人口割 80%			
16 ごみ処理の広域化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	均等割 20% 人口割 80%			
17 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務	均等割 20% 人口割 80%			
(1) 上田クリンセンター	上田市、真田町、青木村	建設費 均等割 50% 利用人口割 50% 管理運営費 利用人口割 100%		
(2) 丸子クリンセンター	丸子町、長門町、武石村、和田村	建設費 均等割 30% 人口割 70% 管理運営費 投入量割 100%		
(3) 東部クリンセンター	東部町	全体事業費 所在市町村 100%		
18 斎場の設置、管理及び運営に関する事務	上田市、東部町、真田町、青木村	全体事業費 人口割 100%		
(1) 大星斎場	丸子町、長門町、武石村、和田村	建設費 均等割 30% 人口割 70% 管理運営費 均等割 20% 人口割 80%		
(2) 依田斎場	丸子町、長門町、武石村、和田村	建設費 均等割 30% 人口割 70% 管理運営費 均等割 20% 人口割 80%		

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前年の10月1日現在で長野県が毎月人口異動調査要綱（昭和50年50統第292号）第7の規定により公表する人口による。ただし、介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務の項にあつては、40歳以上の人口とし、し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務の項にあつては、下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する公共下水道の排水区域人口を除くものとする。
- 2 「世帯割」の算定基礎は、予算の属する年の前年の9月1日現在で長野県が毎月人口異動調査要綱第7の規定により公表する世帯数による。
- 3 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務の項における「病院市町村割」とは、当該事業により施設設備の整備を行う病院が所在する市町村の負担をいう。
- 4 「投入人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前々年の12月1日から前年の11月30日までの間における関係市町村の投入量と、地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令（昭和28年総理府令第32号）に基づく市町村公共施設状況調査（以下「市町村公共施設状況調査」という。）の1人1日当たりの平均排出量で除した人口による。
- 5 「利用人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前々年の市町村公共施設状況調査のごみ処理人口による。
- 6 「投入量割」の算定基礎は、予算の属する年度の一般廃棄物の投入量の実績による。

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、上田地域広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、上田市、丸子町、長門町、東部町、真田町、武石村、和田村、青木村及び坂城町(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
 - (2) ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務
 - (3) 広域的な幹線道路網構想・計画の策定及び同構想・計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
 - (4) 関係市町村の土地利用計画の調整に関する事務
 - (5) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - ア 広域的な地域情報化の推進に関すること。
 - イ 広域的な保健福祉の推進に関すること。
 - ウ 広域的なごみ処理の推進に関すること。
 - エ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること。
 - (6) 消防に関する事務(消防団及び水利施設に関する事務を除く。)
 - (7) 上田勤労者福祉センターの設置、管理及び運営に関する事務
 - (8) 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事務
 - (9) 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関する事務
 - (10) 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
 - (11) 養護老人ホムムの設置、管理及び運営に関する事務
 - (12) 特別養護老人ホムムの設置、管理及び運営に関する事務
 - (13) 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務
 - (14) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
 - (15) 伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務
 - (16) ごみ処理の広域化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
 - (17) ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務
 - (18) 斎場の設置、管理及び運営に関する事務
- 2 前項に規定する事務を共同処理する市町村は、別表の市町村の欄に掲げるとおりとする。

(広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること。
- (2) ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (3) 広域的な幹線道路網構想・計画及び同構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (4) 関係市町村の土地利用計画の調整に関すること。
- (5) 次に掲げる事項についての調査研究に関すること。
 - ア 広域的な地域情報化の推進に関すること。
 - イ 広域的な保健福祉の推進に関すること。
 - ウ 広域的なごみ処理の推進に関すること。
- (6) 消防に関すること。(消防団及び水利施設に関するものを除く。)
- (7) 上田勤労者福祉センターの設置、管理及び運営に関すること。
- (8) 上田創造館の設置、管理及び運営に関すること。
- (9) 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (10) 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (11) 養護老人ホムムの設置、管理及び運営に関すること。
- (12) 特別養護老人ホムムの設置、管理及び運営に関すること。
- (13) 病院群輪番制病院に係る補助事業に関すること。
- (14) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (15) 伝染病舎の設置、管理及び運営に関すること。
- (16) ごみ処理の広域化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (17) ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること。

(18) 斎場の設置、管理及び運営に関すること。

(19) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、長野県上田市天神二丁目4番55号に置く。

(議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、31人とする。

(議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 上田市 13人
- (2) 丸子町 3人
- (3) 長門町 2人
- (4) 東部町 3人
- (5) 真田町 2人
- (6) 武石村 2人
- (7) 和田村 2人
- (8) 青木村 2人
- (9) 坂城町 2人

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第118条第1項の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長8人及び収入役1人を置く。

(執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任する。

4 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の収入役のうちから選任する。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、広域連合長及び副広域連合長の属する市町村の長としての任期による。

2 収入役の任期は、収入役の属する市町村の収入役としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な吏員その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

Let's go together!

心のおもむくまま、そう自然体でいいのです。



澄み渡った大空からグルッと上田地域ウオッチング。秋から冬にかけても、楽しい催し物などが盛りだくさん。



秋

上田地域
Dreaming

歳時記

冬



お問い合わせ先

- 上田地域広域連合……………TEL 23-2130
- 上田市役所……………TEL 22-4100
- 丸子町役場……………TEL 42-3100
- 長門町役場……………TEL 68-3111
- 東部町役場……………TEL 62-1111
- 真田町役場……………TEL 72-2200
- 武石村役場……………TEL 85-2311
- 和田村役場……………TEL 88-2345
- 青木村役場……………TEL 49-3131
- 坂城町役場……………TEL 82-3111
- 上田創造館……………TEL 23-1111
- 上田市民会館……………TEL 22-0762
- 上田市文化会館……………TEL 22-0760
- 丸子町文化会館(セレスホール)……………TEL 42-0001
- 東部町文化会館(サンテラスホール)……………TEL 62-3700

*この広報紙は自然保護のために再生紙を使用しています。

平成10年

9

September

月

- 上小さわやかスポーツ祭……………7日 上田市陸上競技場
- 依田川カヌースラローム大会 **丸**……………中旬 依田川
- 大山獅子・有坂獅子 **長**……………中旬 長久保松尾神社、有坂諏訪神社
- きのこ祭 **和**……………中旬 和宿ステーション
- 巨峰の王国まつり **東**……………26・27日 東部中央公園
- 松茸小屋オープン **上**……………中旬～11月上旬 塩田地区
- 依田川水系サミット **和**……………下旬(予定) 和町村エコニターセタ(予定)

10

October

月

- 町発足40周年記念式典 **真**……………1日 真田町文化会館
- 中山道宿場会議 **長**……………3・4日 長久保宿周辺
- 全信州陸上競技大会 **上**……………4日 陸上競技場
- 巨大アユの里マレットゴルフ全国大会 **坂**……………7・8日 鼠橋運動公園
- 上田古戦場ハーフマラソン **上**……………10日 塩田地区
- 上田ピア 98 **上**……………24・25日 市民体育館
- 全国国分寺シンポジウム **上**……………24・25日 上田市文化会館
- ともじの里駅伝大会・上小駅伝大会 **武**……………25日 村内
- 総合文化祭 **青**……………31日～11月3日 青木村文化会館

11

November

月

- うえだ城下町映画祭 **上**……………上旬 上田市文化会館
- 商業フェア **坂**……………17・18日 びんぐしの里公園
- りんご狩り **東**……………8日 サンファームとうぶ
- 真田氏サミット 98 in さなだ **真**……………12・13日 真田町文化会館
- そば祭・和紙造形展 **長**……………中旬 ふるさとセンター
- 海野宿ふれあい祭り **東**……………23日 海野宿
- 新そば祭 **武**……………下旬 武石村観光センター
- スキー場オープン……………下旬～12月中旬 各スキー場

- FIS菅平高原カップ **真**……………27日 菅平高原スキー場



12

December

月

- 八日堂縁日 **上**……………7・8日 信濃国分寺
- 市民の森スケート場まつり **上**……………9日 市民の森スケート場
- おたや祭・花火大会 **長**……………14・15日 古町豊受大神宮
- 湯の丸スキーフェスティバル **東**……………下旬 湯の丸スキー場
- ワールドスキーテクニック in ジャパン **長**……………下旬 ブランシュたかやまスキー場
- 上田・小県映像祭……………下旬～2月上旬 上田創造館

平成11年

1

January

月

- 節分会 **上**……………3日 別所温泉北向観音ほか
- いきいき生涯学習塾発表会 **東**……………13・14日 サンテラスホールほか
- わら馬ひき **真**……………8日 戸沢地区ほか
- 溪流釣り解禁 **和**……………16日 依田川、追川
- シュナイダー記念ノルディックスキー大会 **真**……………27・28日 菅平高原スキー場

2

February

月

- 環境フォーラム 99 **上**……………7日 上田創造館
- 湯の丸スキー大会 **東**……………7日 湯の丸高原スキー場
- エコパレススキー場ダウンヒルレース **長**……………上旬 エコパレススキー場
- シュナイダー記念スキー大会 **真**……………12・13日 菅平高原スキー場
- 延命地蔵尊春祭り **丸**……………下旬 長瀬地区
- 智慧のだんご **上**……………25日 別所温泉・北向観音
- すいせん祭り **丸**……………下旬～4月下旬 信州国際音楽村

ここに掲載した催し物などは、ほんの一部です。詳しくは、市町村広報紙をご覧になるか、左記までお問い合わせください。

凡例 **上**…上田市 **丸**…丸子町 **長**…長門町 **東**…東部町 **真**…真田町 **武**…武石村 **和**…和田村 **青**…青木村 **坂**…坂城町